

法人税実務事例検討

同一の者による完全支配関係にある子法人同士の
適格分割における株式継続保有要件について

税理士法人ゆいアドバイザーズ アドバイザー 税理士 石田 昌朗

本事例における留意点

同一の者による完全支配関係にある子法人同士の分割の場合、税制適格の分割となるための株式継続保有要件は分割承継法人との要件であり、分割法人の株式継続保有要件は求められていない。

事 例

当社は持株会社であり、当社の100%子会社であるA社は電子部品の製造を行っていますが、自動車用電子部品の製造に集中するため、それ以外の電子部品の製造事業を同業であるB社に譲渡することとしました。

B社との交渉の結果、事業譲渡ではなく、会社株式の譲渡にすることが合意され、A社の電子部品製造事業のうち自動車用電子部品製造事業を分割によりC社に移転し、分割後の自動車用以外の電子部品製造事業をA社に残したままA社株式をB社に譲渡することになりました。

この場合において、当社は分割法人であるA社株式を譲渡することになりますが、分割承継法人であるC社株式はそのまま継続保有する予定であることから、税制適格の分割に該当すると考えています。

なお、当社は分割法人であるA社の発行済株式の全て、及び分割承継法人であるC社の発行済株式の全てを保有していることから、この分割において、C社からの株式交付は省略することを予定しています。

I 本事例における法令等の検討

1 適格分割の要件等

完全支配関係のある法人間で行う分割は、次のいずれかの関係がある場合の分割が適

格分割とされています（法法2十二の十一イ、法令4の3⑥）。

一 分割前（当該分割が法人を設立する分割（新設分割）で一の法人のみが分割法人となるもの（単独新設分割）である場合にあっては、分割後）に当該分割に係